商工会議所報 むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

第3回 2004 冬の下北半島 2days 食の祭典 開催

下北半島の特色と魅力ある「食べ物」を一堂に集め、県内外に冬季観光の目玉としての食と文化を積極的に紹介し、地場産業の振興を喚起するために、第三回冬の下北半島「食の祭典」を開催いたします。

○とき
平成十六年一月三十一日（土）～二月一日（日）
・一月三十一日（土）・・・十時～十五時三十分
・二月　一日（日）・・・十時～十六時

○ところ
むつグランドホテル一階天翔および二階

○内容（変更することもあります）
・食に関する特産品、各種食品の販売コーナー
・地酒の試飲、販売コーナー
・特産麺類飲食コーナー
・郷土料理コーナー（サーモンチャンチャン焼、品川汁、ボタン鍋、クジラ汁の振る舞い）
・みそ貝焼きコンテスト（ゲスト：松村邦洋氏）
・海鮮三色ミニ丼の限定販売
・海軍コロッケ、海軍カレーの販売
※食の講演会（テーマ▼「日本の味～世界の味」
講師：村野武範氏）

○後援・協賛
後　援…むつ市／川内町／大畑町／大間町／東通村／風間浦村／佐井村／脇野沢村／野辺地町／横浜町／下北ブランド研究開発センター／ＪＲ東日本大湊線営業所／下北交通㈱／ＪＲバス東北㈱大湊営業所
協　賛…東北電力㈱／ＪＲ大湊線関連商工団体連絡協議会／下北地区商工会連絡協議会／㈳下北物産協会／下北観光協会連合会／青森朝日放送㈱

食の講演会講師
村野武範
（むらのたけのり）
●1945年４月19日生
●東京都出身
●早稲田大学商学部卒業
●劇団文学座出身
●料理、釣り、家庭菜園、小品盆栽
※東京電力㈱むつ調査所 協賛事業

■あなたのみそ貝焼きをつくって！

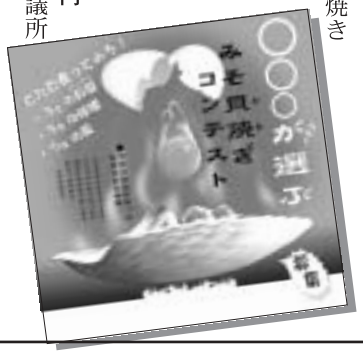

「食の祭典」において、みそ貝焼きコンテストを実施します。
○とき　一月三十一日
○ところ　天翔ステージ前
○募集人数
一般の部　八名
高校生以下の部　八名
○賞
グランプリ各部門一作品二万円
※詳細については、むつ商工会議所振興課　二二―二二八二まで

食の祭典　出店者募集！

下北らしい各種食品等を販売する会員・企業を募集いたしますので、ご応募下さい。

●出店料
一コマ・・・一〇、〇〇〇円
●スペース
原則として一企業一コマ（間口3.6ｍ×奥行3.0ｍ）
※場所については主催者側で決めさせて頂きます。
●貸出備品
各コマ毎に机二脚、イス二脚。また特産麺類飲食コーナーは各コマ毎に三重コンロ一台、二重コンロ一台、コンパネ大一枚、台となるケース六箱をお貸しします。
●準備・撤去
準備▽一月三十一日（土）
七時三十分～九時五十分
二月一日（日）
九時～十時
撤去▽二月一日（日）
十六時～十七時三十分
●申込締切
平成十五年十二月十二日（金）
●お問い合わせ
むつ商工会議所振興課
電話二二―二二八二

むつ市年末年始連合大売り出しを開催

賞品本数 77,000本!!　賞品総額 340万円!!

むつ市連合大売出しの会（会長　其田　桂）は、来る平成１５年１２月５日から平成１６年１月５日まで、むつ市年末年始連合大売り出しを開催します。

今年は、新規の参加も含め１３８の参加店で利用できる共通お買い物券を賞品に取り入れ、賞品本数７７，０００本、賞品総額３４０万円と、魅力のある大売り出しを企画しております。

抽選方法>>> 1,000円お買い上げ毎に補助券１枚進呈、10枚で１回抽選

抽選場所>>>
・マエダ本店・むつ松木屋
・ライフステージからたち（新町）・食品館まるちゅう（本町）

賞　　品>>>
☆１　等　新　米２０キロ（つがるロマン）・・・１００本
☆２　等　新　米１０キロ（つがるロマン）・・・１５０本
・３　等　お米券（１キロ券　２枚）・・・・・・・・・３００本
・４　等　５００円券（共通お買い物券）・・・・１，０００本
・５　等　ドリーム賞（宝くじ券）・・・・・・・・・・５００本
・６　等　１００円券（共通お買い物券）・・・・５，０００本
・末　等　ポケットティッシュ・・・・・・・・・７０，０００本

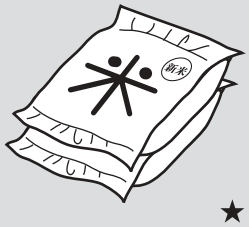

★　末等５本でポケットティッシュ５個またはもう１回抽選→ハズレで市指定ゴミ袋

開催期間>>>
・売出期間　平成１５年１２月　５日（金）～平成１６年１月５日（月）
・抽選期間　平成１５年１２月２４日（水）～平成１６年１月７日（水）
（共通お買い物券有効期限　平成１６年１月３１日（土）まで）

主　催　むつ市連合大売り出しの会
（田名部駅通り商店街振興組合、本町振興会、小川町商店会、新町商店会）
協　賛　むつ商工会議所七業種部会　　後　援　むつ商工会議所

平成１５年度イルミネーション事業実施団体決まる

今年も街全体に明るい雰囲気を醸しだし、買い物客に喜んでもらい、そして、会員の商売意識向上のため、年末年始にかけてイルミネーション事業を実施します。

実施団体	実施期間	実施場所	実施内容
田名部駅通り商店街振興組合　理事長　橋本春治	平成15年１２月　１日～平成16年　１月１５日	鍵本ハイヤー前 むつバスターミナル前 むつパークホテル前	商店街の３カ所にイルミネーション装飾
小川町商店会　会　長　其田　桂	平成15年１１月３０日～平成16年　１月１０日	タムラ石油前～タイムランドこばやし	マエダ本店前に大型オブジェ、商店街数カ所に固定・移動式小型オブジェを設置
新町商店会　会　長　柿本雅仁	平成15年１１月２５日～平成16年　１月１８日	ジーンズハウス前交差点 ハチチュウ駐車場	商店街２カ所に大型オブジェ設置、商店会で電飾コンテストの実施。
(協)むつ専門店会　理事長　野呂泰喜	平成15年１２月　１日～平成16年　１月２５日	ストアーニワタ前	商店街の真ん中に高さ５ｍのイルミネーション塔を設置。

平成15年
第３四半期
（H15年7～9月期）

しもしん景況レポート

資料提供：下北信用金庫

７～９月期業況は前年同期比2.8ポイント下回る

下北信用金庫がまとめた平成15年７月～９月期の地区内景気動向調査によると、国内景気は大企業製造業を主に改善の兆しが見られるなか、当地区では経済諸活動が稼働最盛期に入り、業況判断指数ＤＩ（前期より業況が良い・やや良いと答えた企業割合とやや悪い・悪いと答えた企業割合の差）はマイナス36.1で、前回調査時（平成15年４月～６月）のマイナス幅を9.1ポイント縮小させたものの、前年同期に比べた動きでは、業況、売上額、収益ともに下回っています。

業種別に業況判断を前期（平成15年４月～６月）と比べた動きで見ると、サービス業で行楽・観光シーズンの本格化から、前期のマイナス幅を17.6ポイント縮小させマイナス20.6となり、建設業は住宅着工件数が減少となったものの、公共工事受注に増加傾向が見られたことから、前期のマイナス幅を12.9ポイント縮小させマイナス22.6となり、製造業、卸売業、小売業は地区内諸行事等の開催により一時的に需要が増加となったことから、製造業30.0、卸売業49.9、小売業57.4と、それぞれ前期のマイナス幅を小幅ながら縮小させたものの、天候不順（冷夏）の影響から依然として大きなマイナスとなっております。不動産業は住宅着工件数と照会物件等が減少となったことから、マイナス33.4と、前期のプラスからマイナスに転じており、総じて地区内景気は下降傾向のなかでの動きとなっています。

来期（平成15年10月～12月）の業況は、稼働最盛期も過ぎ、地区内経済諸活動が縮小期に入り、年末の繁忙期に需要の増加が期待されるものの、需要の減少に加え、個人消費も落込むとの見通しから、業況判断指数ＤＩはマイナス47.9と、今期（平成15年７月～９月）のマイナスを更に11.8ポイント拡大させ、地区内経済は厳しさが増すとの見方を強めています。

業況判断指数（ＤＩ）の推移

	前年同期（平成14年７月～９月）	前期（平成15年４月～６月）	今期（平成15年７月～９月）	来期の見通し（平成15年10月～12月）
総合	▲ 33.3	▲ 45.2	▲ 36.1	▲ 47.9
製造業	▲ 19.0	▲ 45.0	▲ 30.0	▲ 65.0
卸売業	▲ 83.3	▲ 66.6	▲ 49.9	▲ 83.3
小売業	▲ 51.0	▲ 61.6	▲ 57.4	▲ 53.1
サービス業	▲ 30.5	▲ 38.2	▲ 20.6	▲ 44.1
建設業	▲ 16.2	▲ 35.5	▲ 22.6	▲ 29.0
不動産業	20.0	16.6	▲ 33.4	▲ 33.3

地区内主要経済指標の推移

		14/７～９	14/10～12	15/１～３	15/４～６	15/７～９	資料出所
有効求人倍率（常用）		% 0.22	% 0.22	% 0.13	% 0.19	% 0.15	むつ公共職業安定所
住宅着工件数（むつ・下北）		件 124	件 127	件 88	件 114	件 151	青森県
建築確認申請件数（むつ市）		件 80	件 86	件 68	件 123	件 123	むつ市
人口（実数）	むつ市・下北郡	人 90,494	人 90,521	人 90,378	人 89,771	人 89,861	むつ市統計協会
	横浜町	人 5,662	人 5,676	人 5,662	人 5,633	人 5,664	
	合計	人 96,156	人 96,177	人 96,040	人 95,404	人 95,525	

＊地区内とは、むつ市、下北郡３町４村と上北郡横浜町を含んだものです。
＊　　部分（15/７～９）の住宅着工件数は平成15年６月～８月末までの実績です。有効求人倍率は（常用）は平成15年８月末の実績です。
＊人口（実数）は平成15年８月末の実績です。

平成15年度「パソコン寺子屋」

12・１月期

むつ商工会議所　ＩＴ支援事業「パソコン寺子屋」

＜12・１月期　受講者募集のご案内＞

当会議所は、今年度もパソコン研修事業を積極的に実施いたしますので、ご参加いたしますので、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

●受講対象　むつ商工会議所会員事業所の従業員、役員、事業主及び家族
●定　　員　各コース　10名（先着順）
●受 講 料　各コース　3,000円（受講初日にお支払い願います）
●会　　場　むつ商工会議所　２Ｆ　大会議室
●お申し込み　むつ商工会議所指導課へTEL、FAX、e-mailにてお申し込みください
（希望コース、事業所名、受講者名をお知らせください）
TEL 22－2283　FAX 22－0167
e-mail：funaba@mutsucci.or.jp

開講日時	12月６日（土）、７日（日）　10：00～16：00
コース名	**簡単！パソコンで作る年賀状**（筆自慢2004）
内　　容	**対象：文字入力ができる方** 「筆自慢」を使って年賀状の作成、住所録管理、画像の取り込み、印刷等 ※本講座で使用したソフト「筆自慢2004」を、受講者全員に差し上げます

開講日時	12月11日（木）、12日（金）　13：00～17：00
コース名	**はじめてのAccess（アクセス）**（Access 2000）
内　　容	**対象：文字入力ができる方** データベースソフト「Access」の基本操作、データの入力、抽出・集計、入力画面の作成、宛名ラベルの印刷等

開講日時	12月18日（木）、19日（金）　13：00～17：00
コース名	**使えるPower Point（パワーポイント）**（PowerPoint2000）
内　　容	**対象：文字入力ができる方** プレゼンテーションソフト「PowerPoint」の基本操作、スライドの作成、編集、実行、印刷等

開講日時	１月17日（土）、18日（日）　10：00～16：00
コース名	**パソコン・携帯電話の実用的な使い方**（Windows XP）
内　　容	**対象：文字入力ができる方** インターネット・メールを使ったパソコンと携帯電話の活用法、各種設定、アドレス帳、フォルダの整理、一斉配信、相互連絡、情報共有等

開講日時	１月22日（木）、23日（金）　13：00～17：00
コース名	**簡単・キレイ！デジカメ活用**（デジカメde！同時プリント７）
内　　容	**対象：文字入力ができる方** ホームＤＰＥソフト「デジカメde！同時プリント７」を使った、写真データの編集、ポストカード、シール作成、印刷等

開講日時	１月29日（木）、30日（金）　13：00～17：00
コース名	**知らないと損をするパソコンのあれこれ**（Windows XP）
内　　容	**対象：文字入力ができる方** ファイル・フォルダ管理、ソフトのダウンロード・インストール・削除、周辺機器の設定、セキュリティ等

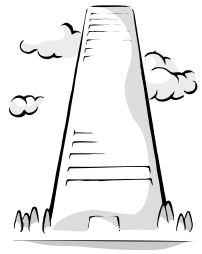

明日のための企業づくり　第六章

第五章では、ＣＳＦ（主要成功要因）の導き方について考えたが、一朝一夕ではなかなかうまく行かないので、常日頃から考える訓練をしましょう！！

皆さん、ビジネスモデルという言葉を聞いたことがあるでしょうか？

大手メーカーや金融機関、ＩＴ業界でよく使われているが、カタカナ用語なので、難しい言葉のように思われがちである。日本語にすると「事業の仕組み」ということで、要するに、事業として何を行ない、どこで収益を上げるのかという「儲けを生み出す具体的な仕組み」を通称“ビジネスモデル”と呼んでいる（もっと別の意味も含まれているが…）。

簡単なビジネスモデルの事例を作成してみた。流れとしては、どこに投資するか（スタート）？から始まり、コストダウンの方向性と売上拡大の方向性が見えてくる。最終的には、「利益の拡大」につながり、また投資へつながる。

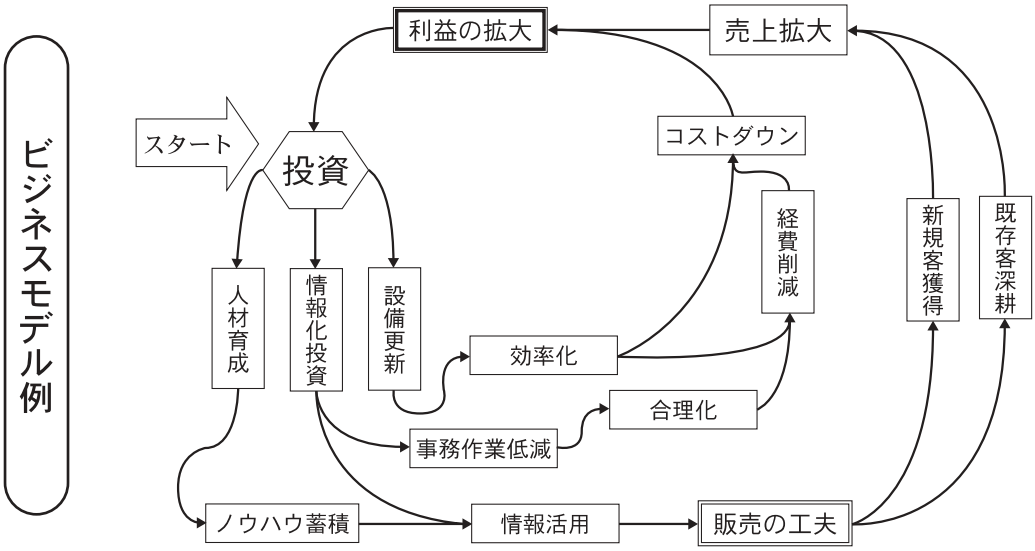

ＣＳＦ（主要成功要因）有効性を探るためには、当社のビジネスモデルを作成し、その中にＣＳＦを当てはめて見る。そこで、上記のようなサイクルが出来れば有効性が確認できる。もしどこにもつながらないようであれば、そのＣＳＦは有効性がないものと思われる。

～次号へつづく～　記：山本

「経営革新を応援します！！」　提供：下北地域中小企業支援センター

年末調整
事務指導のお知らせ

本年も、年末調整を行う時期となりました。「年末調整」は給与所得者にとっては確定申告に代わる重要な手続きです。

つきましては、当所指導課にて下記のとおり年末調整の指導期間を設けますのでご遠慮なくご利用下さいますようご案内申し上げます。

対　象　　従業員、専従者に賃金を支給している事業主

期　間　　平成15年12月８日（月）～平成16年１月９日（金）

準備書類等

チェック欄	←お忘れ物の無いよう、準備書類のチェックにご利用下さい	チェック欄	←お忘れ物の無いよう、準備書類のチェックにご利用下さい
	１．税務署から配布された源泉徴収票・納付書等		６．従業員とその家族の支払年金額・健康保険税額 ※金額が分からない方は、市役所で証明書を発行してもらうか電話で確認して下さい。
	２．従業員などの賃金を記載した源泉徴収簿 （又は賃金台帳）		７．ご家族に収入がある場合は、年収を確認できるもの（源泉徴収票等） ※特に配偶者の場合は、配偶者特別控除の計算上正確な年収の確認が必要です。
	３．納期の特例事業所は前期の納付領収書 （１月～６月）		８．住宅所得控除２回目以降の方は金融機関からの借入金の残高証明書及び税務署からの年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」 ※住宅所得控除初回の方は「確定申告」が必要です
	４．生命保険及び損害保険の控除証明書		
	５．従業員とその家族の生年月日が確認できるもの （扶養控除等申請書等）		９．年内の中途採用者で、他社から給与所得がある方はその会社からの源泉徴収票等

申　込　　事前に電話等にてご予約をお願いします。
ＴＥＬ　２２－２２８３（指導課）　ＦＡＸ２２－０１６７（代表）

※納期限の特例の届け出を提出し、承認されている方は１月20日が納期限です。

LookLook（ルック ルック）会員さん

No.38　フジイ塗料

こんにちは、フジイ塗料です！
私たちは、地域の“ ペインティングトータルサポート”を目指して、日々頑張っています。

次は、（有）エスケイ機械さんにバトンタッチです。

私からも一言

塗料購入や調色等はプロがいる当店にご用命下さい！！

従業員 板橋　俊一 さん

フジイ塗料
代　表　藤井武則
むつ市旭町13－23
TEL24-2998 FAX24-3048

お詫び

会報第67号（11月１日）発行の「ルックルック会員さん」コーナーでバトンタッチの会員さんの名称に誤りが有りました。訂正しお詫び申し上げます。
正　フジイ塗料　　誤　フジイ塗装

金融便り

国民生活金融公庫 貸付利率

◎ 普通貸付
基準利率　年 1.80％
（使い道、返済期間によって利率が異なります。）
平成15年11月14日実行分から

◎ 小企業等経営改善貸付
（無担保・無保証人㊎制度）
年 1.50％
平成15年11月14日実行分から

◎ 国の教育ローン
年 1.65％
平成15年11月10日実行分から

平成15年11月27日現在

むつCCIガイド 平成15年12月イベントカレンダー

期　日	内　容	会　場	お問い合せ・お申込
１２月　６日（土） ７日（日）	簡単！パソコンで作る年賀状 （筆自慢 2004）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１２月１１日（木） １２日（金）	はじめてのAccess（アクセス） （Access 2000）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１２月１２日（金）	年末経営セミナー	むつグランドホテル	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１２月１３日（土）	日本語文書処理技能検定３級（申込み終了）	関教育学舎	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１２月１８日（木） １９日（金）	使えるPowerPoint（パワーポイント） （PowerPoint 2000）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１２月１２日（金） （申込締切日）	ビジコン検定３級 試験日：平成１６年１月２４日（土）	未　定	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２

青森県産業別最低賃金改正のお知らせ

鉄　鋼　業	1時間 ７２１円	平成14年 12月21日から
電気機械器具 情報通信機械器具 電子部品・ デバイス製造業	1時間 ６６５円	平成15年 12月21日から
各種商品小売業	1時間 ６６１円	平成15年 12月21日から
自動車小売業	1時間 ７００円	平成14年 12月21日から

※上記の産業以外は**青森県最低賃金（１時間６０５円）**が適用されます。

※鉄鋼業と自動車小売業最低賃金は、本年度は据置きとなりました。

◎最低賃金に関するお問合せ先
青森労働局賃金室　TEL017-734-4114（直通）
むつ労働基準監督署　TEL0175-22-3136

あなたは大丈夫？ 容器包装リサイクル法

＜＜＜＜平成12年４月から完全施行されています。

リサイクル（再商品化）の推進

日常業務のなかで、

①「容器」「包装」を利用して中身を販売する
②「容器」を製造する
③「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する

── そんな、中小規模以上の事業者の方々は、原則として、容器包装リサイクル法に定められた「特定事業者」になり、リサイクルの義務を負います。

ただし、以下の要件にあたる小規模事業者は、対象になりません。

▼小規模事業者（義務対象外）とは…

業種	売上高		従業員
製造業等	２億4,000万円以下	かつ	20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ	５名以下

◆問い合せは◆　東北経済産業局　環境資源部　環境保安課　TEL 022－215－2243　URL http://www.env.go.jp/